

令和3年5月7日

兵庫県内の酒類を小売販売する事業者の皆様

兵庫県新型コロナウイルス感染症対策本部  
本部長（兵庫県知事） 井戸 敏三

## 新型コロナウイルス感染症緊急事態措置に係る 店先・路上等での飲酒禁止の呼びかけ等について

兵庫県は、4月25日から緊急事態措置を実施すべき区域となり、感染リスクが高いとされる飲酒の場面での感染拡大を防止するため、飲食店等に対し、酒類の提供禁止をお願いしています。

こうしたなか、酒類を販売する店舗の店先・路上などで、飲酒が見受けられます。屋外であってもマスクを外しての飲酒は感染リスクが高い行為です。

これ以上の感染拡大を防止するため、酒類を小売販売する事業者におかれましては、下記のとおり、店先・路上等での飲酒禁止に関する顧客への啓発にご協力を賜りますようお願いいたします。

### 記

- 1 対象地域 兵庫県全域
- 2 対象施設 酒屋、コンビニエンスストア、スーパーマーケット等酒類を小売販売する店舗
- 3 協力依頼内容
  - ① 店頭・レジ前への「店先・路上等での飲酒禁止啓発ポスター（下記URL参照）」の掲出
  - ② 店内放送による店先・路上等での飲酒禁止の呼びかけ

※既に同様のポスター等の掲示や呼びかけを行っていただいている場合は引き続き、取り組みの継続をお願いします。

※「飲酒禁止啓発ポスター」は下記URLから入手できます。  
<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk42/inshukinshiyobikake.html>

兵庫県 店先飲酒禁止啓発ポスター で検索

#### お問い合わせ先

◆兵庫県緊急事態措置コールセンター

T E L : 0 7 8 - 3 6 2 - 9 9 2 1

受付時間：平日 9時～17時

掲出例

# お客様各位

---

兵庫県からの要請により  
新型コロナウイルス感染症防止のため

**店先・路上等での飲酒禁止**

が求められています

ご協力よろしく申し上げます



〇〇〇 〇〇店

---